

特別養護老人ホーム 遊生の園 料金表（令和7年6月1日より）

（『特別養護老人ホーム 遊生の園』の介護サービス費区分は、「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）」です。）

（表の見方について）			基本報酬単位数	加算単位数						単位数合計		〔A〕介護サービス費（月）		食費や居住費（日）			〔B〕食費や居住費の合計（月）	〔A+B〕自己負担額合計（月）	
				（Ⅱ）日常生活継続支援加算	栄養加算 マネジメント強化	夜勤職員配置加算 （Ⅱ）イ	科学的介護推進体制加算 （月）	協力医療機関連携加算 （月）	（日）	（月）	単位数合計（月） × 単価（10.14円） × 自己負担割合		食費	おやつ代	居住費				
1割	（参考）2割																		
住民税課税	第4段階	要介護1	682	46		11	46	40	50	785	23,640	¥23,971	¥47,942	¥1,445	¥150	¥2,066	¥109,830	¥133,801	¥157,772
		要介護2	753	46		11	46	40	50	856	25,770	¥26,131	¥52,262	¥1,445	¥150	¥2,066	¥109,830	¥135,961	¥162,092
		要介護3	828	46		11	46	40	50	931	28,020	¥28,413	¥56,825	¥1,445	¥150	¥2,066	¥109,830	¥138,243	¥166,655
		要介護4	901	46		11	46	40	50	1,004	30,210	¥30,633	¥61,266	¥1,445	¥150	¥2,066	¥109,830	¥140,463	¥171,096
		要介護5	971	46		11	46	40	50	1,074	32,310	¥32,763	¥65,525	¥1,445	¥150	¥2,066	¥109,830	¥142,593	¥175,355
住民税非課税	第3段階② 年金収入額と合計所得額の合計が年間120万円超の方	要介護1	682	46		11	46	40	50	785	23,640	¥23,971	¥47,942	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥110,371	
		要介護2	753	46		11	46	40	50	856	25,770	¥26,131	¥52,262	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥112,531	
		要介護3	828	46		11	46	40	50	931	28,020	¥28,413	¥56,825	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥114,813	
		要介護4	901	46		11	46	40	50	1,004	30,210	¥30,633	¥61,266	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥117,033	
		要介護5	971	46		11	46	40	50	1,074	32,310	¥32,763	¥65,525	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥119,163	
	第3段階① 年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円超120万円以下の方	要介護1	682	46		11	46	40	50	785	23,640	¥23,971	¥47,942	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥89,071	
		要介護2	753	46		11	46	40	50	856	25,770	¥26,131	¥52,262	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥91,231	
		要介護3	828	46		11	46	40	50	931	28,020	¥28,413	¥56,825	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥93,513	
		要介護4	901	46		11	46	40	50	1,004	30,210	¥30,633	¥61,266	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥95,733	
		要介護5	971	46		11	46	40	50	1,074	32,310	¥32,763	¥65,525	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥97,863	
	第2段階 年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円以下の方	要介護1	682	46		11	46	40	50	785	23,640	¥23,971	¥47,942	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥66,571	
		要介護2	753	46		11	46	40	50	856	25,770	¥26,131	¥52,262	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥68,731	
		要介護3	828	46		11	46	40	50	931	28,020	¥28,413	¥56,825	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥71,013	
		要介護4	901	46		11	46	40	50	1,004	30,210	¥30,633	¥61,266	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥73,233	
		要介護5	971	46		11	46	40	50	1,074	32,310	¥32,763	¥65,525	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥75,363	
	第1段階 老齢福祉年金受給者や生活保護の方	要介護1	682	46		11	46	40	50	785	23,640	¥23,971	¥47,942	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥63,871	
		要介護2	753	46		11	46	40	50	856	25,770	¥26,131	¥52,262	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥66,031	
		要介護3	828	46		11	46	40	50	931	28,020	¥28,413	¥56,825	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥68,313	
		要介護4	901	46		11	46	40	50	1,004	30,210	¥30,633	¥61,266	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥70,533	
		要介護5	971	46		11	46	40	50	1,074	32,310	¥32,763	¥65,525	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥72,663	

（注1）介護サービス費の負担を軽減する制度として、『高額介護サービス費』支給制度があります。この支払上限額は、利用者の所得などに応じて設定されます。

（注2）上記以外の費用として、医療費（往診料／受診料等）、理美容代、個室持ち込み家電に係る電気代、日用品等の購入費、行事参加等の実費などがあります。

（注3）表記載以外の加算として、「初期加算」1日30単位（入所から30日間）や「安全対策体制加算」1回20単位（入所時1回のみ）、「若年性認知症入所者受入加算」、「看取り介護加算」等があります。また、毎月、1か月の単位数合計に一定の割合を乗じて、「介護職員処遇改善加算」が算定されます。

（注4）今後、当施設におけるサービスの提供内容や職員体制の変更、介護報酬の改定等により、算定する加算の種類が増減する場合がございます。あらかじめご了承ください。

（注5）食費と居住費の負担軽減を受けるには、「所得要件」と「資産要件」を満たす必要があります。「所得要件」→世帯全員が住民税非課税（※世帯を別にする配偶者がいる場合は、その方も住民税非課税）

「資産要件」→利用者負担段階によって預貯金等の要件が異なります。

（注6）65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割または3割となります。